

令和 4 年 9 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之 殿

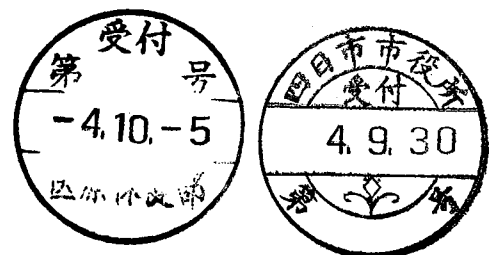
四日市市追分三丁目2番1号  
医療法人 杉山耳鼻咽喉科  
理事長 杉 山 洋 子  
電話 059(345)9988

## 決 算 届

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの決算を終了したので、医療法  
第52条第1項の規定により届出します。

## 《添付書類》

- 1 事 業 報 告 書
- 2 財 産 目 録
- 3 貸 借 対 照 表
- 4 損 益 計 算 書
- 5 監 事 の 監 査 報 告 書



事業報告書  
(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 杉山耳鼻咽喉科  
① 財団 社団 ( 出資持分なし 出資持分あり)  
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人  
出資額限度法人 その他  
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市追分三丁目2番1号

(3) 設立認可年月日 平成 6年 7月 8日

(4) 設立登記年月日 平成 6年 8月 4日

(5) 役員

理事長	杉山洋子	診療所管理者
理事	杉山佳史	
理事	杉山智宣	
監事	大野泰生	

2 事業の概要

(1) 本来業務

診療所 杉山耳鼻咽喉科 三重県四日市市追分三丁目2番1号

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 3年 8月 22日 前年会計年度決算の決定

令和 4年 6月 30日 次年会計年度予算の決定

法人名 医療法人 杉山耳鼻咽喉科

所在地 三重県四日市市追分三丁目2番1号

財 産 目 録  
(令和 4年 6月 30日現在)

1. 資 産 額	315,264 千円
2. 負 債 額	2,044 千円
3. 純 資 産 額	313,219 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	115,765
B 固 定 資 産	199,499
C 資 産 合 計	315,264
D 負 債 合 計	2,044
E 純 資 産	313,219

土 地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 杉山耳鼻咽喉科

所在地 三重県四日市市追分三丁目2番1号

貸借対照表  
(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	115,765	I 流動負債	2,044
II 固定資産	199,499		
1 有形固定資産	1,290	負債合計	2,044
2 無形固定資産	934	純資産の部	
3 その他の資産	197,274	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 利益剰余金	303,219
		純資産合計	313,219
資産合計	315,264	負債・純資産合計	315,264

法人名 医療法人 杉山耳鼻咽喉科  
 所在地 三重県四日市市追分三丁目2番1号

損 益 計 算 書  
 (自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	73,862
2 事業費用	89,267
事業損失	△15,405
II 事業外収益	3,701
経常損失	△11,703
III 特別利益	0
IV 特別損失	0
税引前当期純損失	△11,703
法人税等	256
当期純損失	△11,960

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 杉山耳鼻咽喉科  
理事長 杉 山 洋 子 殿

私は、医療法人杉山耳鼻咽喉科の令和4会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 8月 21日

医療法人 杉山耳鼻咽喉科

監事 大 野 泰 生